高鍋町告示第7号

令和3年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。 令和3年2月26日

高鍋町長 黒木 敏之

1	期	日	令和3年3	3月4日	(木)					
2	場	所	高鍋町役場	議場						
	-									
○ 序	会	ここの	招した議員							
			田中	義基君			-	永友	良和君	
			八代	輝幸君			7	松岡	信博君	
			青木	善明君			÷	黒木	博行君	
			黒木	正建君			-	古川	誠君	
			中村	末子君			į	春成	勇君	
			日髙	正則君			7	杉尾	浩一君	
			後藤	正弘君			;	緒方	直樹君	
\bigcirc .	о 🗆 с	— — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	ひ切し と 詳ら					-		
∪ :	3月と	3 日 (C	応招した議員	₹						
						同上				
03	3月1	8日に	応招した議員	1						
						同上				
		_								
\bigcirc 3	3月1	9日に	応招した議員	1						
						同上				
\bigcirc :	3 日 9	— 2日に	応招した議員							
<u> </u>)]] [2 p (C		₹		同上				
○ 応	が招し	ンなか	った議員							

令和3年 第1回(定例)高 鍋 町 議 会 会 議 録(第1日) 令和3年3月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和3年3月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

- (1) 議長の会務報告
- (2) 例月現金出納検査結果報告
- (3) 定期監査結果報告
- (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 報告第1号 債権の放棄について
- 日程第6 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 同意第4号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議案第6号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第12 議案第7号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第8号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第9号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第10号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第11号 令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第17 議案第12号 令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第13号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第14号 高鍋町介護保険条例の一部改正について
- 日程第20 議案第15号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第16号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防 のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 改正について

日程第22	議案第17号	高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
		護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
		する基準等を定める条例の一部改正について
日程第23	議案第18号	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
		を定める条例の一部改正について
日程第24	議案第19号	高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
		改正について
日程第25	議案第20号	高鍋町子育て支援基金条例の制定について
日程第26	議案第21号	令和3年度高鍋町一般会計予算
日程第27	議案第22号	令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第23号	令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第29	議案第24号	令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第30	議案第25号	令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第31	議案第26号	令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第27号	令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第33	議案第28号	令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第34	議案第29号	令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
日程第35	議案第30号	令和3年度高鍋町水道事業会計予算
_		

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
 - (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 定期監査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 報告第1号 債権の放棄について
- 日程第6 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第3号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 同意第4号 西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議案第6号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第12 議案第7号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

日程第13	議案第8号	令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第9号	令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第15	議案第10号	令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第16	議案第11号	令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第
		1号)
日程第17	議案第12号	令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第13号	高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第19	議案第14号	高鍋町介護保険条例の一部改正について
日程第20	議案第15号	高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
, ,,,,		関する基準を定める条例の一部改正について
日程第21	議案第16号	高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
1.12214	#4X21X21V = - V	び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
		のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
		改正について
日程第22	議案第17号	高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
. , , , , ,		護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
		する基準等を定める条例の一部改正について
日程第23	議案第18号	高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
		を定める条例の一部改正について
日程第24	議案第19号	高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部
		改正について
日程第25	議案第20号	高鍋町子育て支援基金条例の制定について
日程第26	議案第21号	令和3年度高鍋町一般会計予算
日程第27	議案第22号	令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
日程第28	議案第23号	令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
日程第29	議案第24号	令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算
日程第30	議案第25号	令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
日程第31	議案第26号	令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第27号	令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
日程第33	議案第28号	令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
日程第34	議案第29号	令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算
日程第35	議案第30号	令和3年度高鍋町水道事業会計予算
_		

出席議員(14名)

1番田中義基君2番永友良和君3番八代輝幸君5番松岡信博君

博行君	黒木	7番	善明君	青木	6番
誠君	古川	10番	正建君	黒木	8番
勇君	春成	12番	末子君	中村	11番
浩一君	杉尾	14番	正則君	日髙	13番
直樹君	緒方	16番	正弘君	後藤	15番

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君 議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 島埜内 遵君 教育長 ……… 川上 浩君 農業委員会会長 …… 坂本 弘志君 代表監查委員 ………… 黒木 輝幸君 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………………… 野中 康弘君 財政経営課長 ……… 徳永 惠子君 建設管理課長 ………… 長友 和也君 農業政策課長 ………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 … 飯干 雄司君 地域政策課長 …… 日高 茂利君 会計管理者兼会計課長 …………………… 杉 英樹君 町民生活課長 ………… 鳥井 和昭君 健康保険課長 ………… 川野 和成君 福祉課長 ……… 中里 祐二君 税務課長 …… 宮越 信義君 上下水道課長 ……… 吉田 聖彦君 教育総務課長 ……… 横山 英二君 社会教育課長 ……… 山下 美穂君 監査書記長 ……… 稲井 義人君

午前10時00分開会

O議長(緒方 直樹) おはようございます。只今から令和3年第1回高鍋町議会定例会を 開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

〇議会運営委員会委員長(青木 善明君) おはようございます。令和3年第1回定例会の 招集に伴いまして、先日3月1日月曜日午前10時より第3会議室において、議会運営委 員1人欠席、ほか全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長並び に関係課長の3名、日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告をいたします。

今定例会に提案されます議案は、債権の放棄についての報告が1件、任期満了に伴う監査委員の選任について、西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてなどの同意が4件、人権擁護委員の推薦についての諮問が1件、令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)など補正予算が7件、国民健康保険税条例の一部改正についてなど条例の一部改正が7件、高鍋町子育て支援基金条例の制定についてが1件など、条例関係が8件であります。

また、令和3年度高鍋町一般会計予算及び令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算など特別会計予算が8件、令和3年度高鍋町水道事業会計予算の合計10件、全部で31件の議案の説明を受けました。

委員に意見を求めましたが、特に意見はなく、その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日3月4日から3月22日までの19日間、また一般質問については、町長の施政方針に伴い18日と19日の2日間に5名で行うことで、委員全員の意見の一致を見たところであります。

コロナ禍の中、今定例会は長丁場となりますので、議会がスムーズに進行できますよう 議員各位の御協力をお願いいたしまして、御報告といたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(緒方 直樹) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、八代輝幸議員、5番、 松岡信博議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長(緒方 直樹) 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略します。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員(黒木 輝幸君) おはようございます。地方自治法第199条第4項及び 高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名 を代表いたしまして、監査結果を御報告いたします。 まず、東西小中学校の備品監査の結果から御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和3年1月14日付で町長、町議会議長、教育長に報告 書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期 監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、東西小中学校の備品の管理状況についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和2年12月25日、12月28日、令和3年1月5日の3日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理されているか。備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されているかを主眼として実施いたしました。

監査に当たりましては、各学校とも教育総務課職員及び学校関係者立会いの下、備品管理簿、備品整理票と現物の照合をいたしました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施をしました。

第5に、監査の結果について申し上げます。

各学校とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理をされており、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

今回、監査の対象となりました備品の現在高は別表のとおりでございます。

次に、契約事務の監査結果について御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和3年2月15日付で町長、町議会議長、教育長に報告 書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

第1に、監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期 監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、平成30年度・令和元年度工事請負契約事務の執行状況及び平成30年度・令和元年度工事等設計監理業務委託契約事務の執行状況についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和3年2月1日から令和3年2月4日までの 4日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、監査に当たりましては、 契約の締結は公正かつ適正に行われているか、契約の履行は的確に確保されているか、完 成検査は適正に行われているかを主眼として実施しました。また、契約事務に関する起案 から完成検査、引渡しまでの全ての関係書類の提出を求め、監査を行いました。

なお、本監査は高鍋町監査基準に準拠し、実施しました。

第5に、監査の結果について申し上げます。

平成30年度・令和元年度工事請負契約事務、平成30年度・令和元年度工事等設計監理業務委託契約事務における競争見積入札につきましては、資格審査、指名審査に係る規定に基づき適正に執行されていることを認めました。

また、随意契約につきましても、法令及び町財務規則に基づき執行されていることを認めました。

さらに、契約事務につきましても、関係書類は整備され、契約履行の検査は適正に行われていることを認めました。

今回監査の対象となりました契約事務は、別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(緒方 直樹) 次に、町長の政務報告を行います。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) おはようございます。令和2年12月1日から令和3年2月 28日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、国登録有形文化財伝達式についてでございますが、12月9日、現在の町老人福 祉館別館である旧鈴木馬左也別邸にて執り行いました。

高鍋町出身の実業家第3代住友総理事であった鈴木馬左也の別邸、母屋、土蔵、土塀の3件が町内2例目となる国登録有形文化財の登録となりました。今後は、建物の再生と活用について検討を進める予定であり、多くの方々に本町の文化財に対する認識を深めていただく契機となればと考えております。

次に、災害時等おける支援協力活動に関する協定締結式についてでございますが、 12月18日、新富町役場において執り行いました。災害時における捜索活動や被災状況 調査、災害現場地図の作成支援など、ドローンといった無人航空機等を活用した支援協力 活動等に関する協定を株式会社安藤商事様と締結いたしました。

今回の協定締結により、上空や水中からの映像等災害時における必要な情報を迅速に把握でき、災害の拡大防止及び早期収束につながるものと期待しております。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、今年度も社会人のキャンプを誘致することができ、2月17日から27日まで11日間にわたりキャンプインしていただきました。

県内外での緊急事態宣言等の影響もあり、3月に予定されていた分も含め複数のチームのキャンプが中止となってしまいましたが、今後も新たに継続的に訪問していただける、 来訪していただけるよう環境整備、おもてなしに努めてまいりたいと考えております。

次に、一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会との包括連携協定締結式についてでございますが、2月22日に高鍋町役場において執り行いました。

本協定は、今後増え続けることが予測される空き家等の問題に対し、迅速かつ適切に対応していくため、町と一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会が連携し、町のさらなる活性化を図ることを目的とするものであります。人口減少社会においても、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展につながるものと考えております。

次に、自治公民館功労者表彰式についてでございますが、2月25日、高鍋町役場で開催されました。自治公民館の活動を積極的に推進され、振興に寄与された3名の方々の表彰を行いました。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第30回生涯学習推進大会 及び第47回自治公民館大会につきましては、書面での開催となりました。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお 願い申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

- ○議長(緒方 直樹) 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。
- **〇町長(黒木 敏之君)** 今般の任期満了に伴う町長選挙におきまして、第25代町長として選任されました。その責任の重さを自覚し、高鍋町の発展のために全力を尽くす所存であります。

2021年、いまだ世界はコロナ禍の中にあり、WHOが昨年3月11日に新型コロナウイルス感染症のパンデミックを宣言して以来、1年が経過しようとしています。この間、世界各国・地域で外出禁止令を伴うロックダウンが行われ、多くの人が自粛生活を強いられ、経済活動も閉ざされてしまいました。

その後もさらに、第1波の感染拡大をうまく抑え込んだ国であっても、第2波、第3波の感染拡大に苦しめられ、その対応にワクチンの開発が急がれました。

今、世界各国でワクチン接種が始まっています。今後の感染の縮小が期待されるところですが、ワクチン接種には時間を要しており、私たちを取り巻く社会はいまだコロナ禍が続き、個人の生活や企業活動は今も一変したままであり、世界経済は大きく低迷し、世界大恐慌以来の大不況となっています。

世界史を振り返れば、1918年から3年間にわたって猛威を振るった100年前のパンデミック・スペイン風邪が終息したのは、世界人口の約7割が抗体を持つ状態になってからとのことです。終息までに3年間を要し、終息後、低迷した世界経済は急速に回復しました。

今回のパンデミックに関しても、スペイン風邪と同じく、基本は感染拡大を防ぎ、治癒者の増加やワクチンの効果による社会全体の免疫力が高まるのを待ち、感染防止とのバランスを取りながら経済活動を再開することが最善の対処法であり、今後1年間は、このような状況が続くものと予測されています。

昨年4月から6月の国内総生産(GDP)は前年比マイナス27.8%、マイナス幅は 戦後最悪で、リーマンショック後のマイナス17.8%を超える衝撃的な数字となり、日 本経済も内需・外需ともに総崩れとなりました。

その後、米国、中国の需要が戻り、コロナ禍への迅速な対応やコスト構造の見直しと強 みへの経営資源の集中により、上場企業、特に製造業を中心に持ち直しが始まりました。

また、金融緩和の継続もあり、株価もバブル崩壊以来の高騰を続けていますが、実体経済とは乖離した面も多く、非製造業においてはいまだマイナス成長が続いており、倒産、 失業が増加し、日本経済は大変厳しい状況にあります。

今後の経済復興へのかじ取りは、日本経済の将来を左右する極めて重要な課題であり、 その精度、能力が問われることになります。

高鍋町におきましても、昨年の7月にクラスターが発生し、短期間に50名の陽性反応者が出ました。その後は、感染防止意識の高まりもあり、新たな拡大は抑止されていましたが、本年2月に新たなクラスターが発生し、高鍋町の感染者数は2月25日の段階で99名、県内市町村で4番目に達しています。

現在、新型コロナウイルスワクチンが薬事承認され、医療従事者向け先行接種が始まりました。今後、接種順位に沿ってワクチン接種が実施されますが、感染拡大のリスクは常に存在し、予断は許されないところであり、町民挙げての感染拡大防止は今後も重要な課題として残されています。

町内の経済は、飲食業、飲食関連業、サービス業を中心に全業種で大変厳しい状況に陥りました。町としましては、教育機関等や施設での感染拡大防止、ひとり親世帯や生活困窮者への生活支援とともに、支援金、協力金の支給、プレミアム商品券の発行等により、町内事業者への経済支援を積極的に実施しました。

しかし、自粛生活等、閉塞感を伴う厳しい経済状況は本年中も続くものと考えられ、ワクチン接種を遅滞なく確実に実施し、感染防止と経済活動の両立を急ぐ必要があります。

コロナ禍にあって、時代は大きく変化を続けています。

一つの大きな流れとしてSDG s の定着を上げることができると考えます。 2015年 9月の国連サミットで採択された SDG s 、 2030年までに達成すべき持続可能な開発目標は、 1 、 貧困をなくそう、 2 、 飢餓をゼロに、 3 、 すべての人に健康と福祉を、 4 、 質の高い教育をみんなに、 5 、 ジェンダー平等を実現しよう、 6 、 安全な水とトイレを世界中に、 7 、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、 8 、 働きがいも経済成長も、 9 、 産業と技術革新の基盤をつくろう、 10 、 人や国の不平等をなくそう、 11 、 住み続けられるまちづくりを、 12 、 つくる責任つかう責任、 13 、 気候変動に具体的な対策を、 14 、 海の豊かさを守ろう、 15 、 陸の豊かさも守ろう、 16 、 平和と公正をすべての人に、 17 、 パートナーシップで目標を達成しようの 17 項目であり、「誰一人取り残さない」の理念の下、世界中で受け入れられ、地球規模での人類の方向性、新たな価値観となっています。

世界経済においては、ESG(Eは環境Environment、Sは社会Social、GはコーポレートガバナンスGovernance)が、企業投資の新しい判断基準として注目されるようになりました。企業が、利益追求だけでなく、ESGを重視した経営をすることは、SDGsの目標達成に貢献することであり、次代を見据えた投資家の投資意欲を高めることにもなります。社会や地球環境に貢献できる経営は、企業を評価する上で新たな価値基準となっています。

昨年、日本政府はSDGsの実現のため「SDGsアクションプラン2021」を策定しました。その重点事項は、1、「感染症対策と次なる危機への備え」(治癒・ワクチン・PCR検査の診断普及など体制強化、強靱かつ包摂的な保健システムの構築、UHC(Universal Health Coverage)「誰もがどこでも保健医療を受けられる社会」の推進)、2、「よりよい復興に向けたビジネスとイノベーションを通じた成長戦略」(企業のESG投資の推進、デジタルトランスフォーメーションの推進、ポストコロナ時代の「新たな日常」の定着と加速)、3、「SDGsを原動力とした地方創生、経済と環境の好循環の創出」(脱炭素による経済と環境の好循環の創出、防災・減災、国土強靱化、質の高いインフラ、SDGsによる地方創生の推進)、4、「一人ひとりの可能性の発揮と絆の強化を通じた行動の加速」(女性の参画、ダイバーシティ・バリアフリーの推進、次世代へのSDGsの浸透、ESD「持続可能な開発のための教育」の推進)という内容になっています。

既に人も社会も経済も、新たな時代、新たな価値観の中にあり、高鍋町も、現在、SDGs17項目の開発目標の達成に向けて「高鍋みらい戦略・第6次高鍋町総合計画後期基本計画」を策定中です。

昨年10月、菅首相は所信表明演説を行いました。その趣旨は、1、新型コロナウイルス対策と経済の両立、2、デジタル社会の実現、サプライチェーン、3、グリーン社会の実現、4、活力ある地方を創る、5、新たな人の流れをつくる、6、安心の社会保障、7、東日本大震災からの復興、災害対策、8、外交・安全保障でした。

特に、経済政策「スガノミクス」の成長戦略は、脱炭素に向けたグリーン社会の実現を 掲げ、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにすると宣言したほか、デジタル庁創 設や携帯電話料金引下げ、地方銀行再編を提言しました。

これらは、今後の世界経済の成長分野である脱炭素、デジタル化での日本の競争力を推進させるための対応であり、今後、脱炭素・クリーンエネルギーへの転換やデジタル化のための規制改革等が積極的に推し進められることになると考えます。

EV車開発の競争激化や5G機能情報機器の普及等、世界中で既に脱炭素社会、デジタル化・スマート化社会への急激な変革が始まっています。

世界の潮流、国内外の情勢、経済の変化、政府の指針を受け、時代を読み、また、急激な人口減少、少子化、超高齢化、縮小する経済・社会に直面する現状を「成長社会」から「成熟社会」へと向かう持続可能な社会への転換期にあると捉え、これまでの高度成長、

人口増加期に培った価値観を見直し、人口減少、縮小する社会を受け入れることにより、 経済的な豊かさだけの追求ではなく、個人が伸び伸びと自由に多様な幸せを追い求めるこ とのできる、新たな人口減少社会のデザインを描き、高鍋町の未来を構築していくために、 いま一度、ビジョン、理念、達成すべき目標をより明確にしておかねばならないと考えま す。

高鍋町の揺るぎないビジョン、それは「豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生」であります。豊かとは、幸せを実感できることであり、美しいとは、自然環境の美しさであり、歴史とは、高鍋町の改革の歴史であり、文教とは、人が育ち人材を輩出するということです。

改革の努力を積み重ねていく風土の中で、優れた人材が育ち、若者がチャレンジできて、 働きがいのある雇用の場があり、高齢者が生き生きと健康に暮らせて、子育て・教育に適 切な施設と福祉環境を備えた、誰もが住みたいと思う、豊かで美しい城下町の再生を目指 すことが高鍋町の未来に向けた揺るぎないビジョンであると考えます。

理念、それは、農畜産業が豊かになってこそ、商工業は潤い、町は元気になるという、町が発展していく上での基本的な考え方です。この理念の下、産業振興、教育・福祉・子育て・高齢者支援、防災・住環境整備の3つをまちづくりの柱として、10項目の達成すべき目標を立案し、高鍋町の活性化に取り組んでまいります。

- 10項目の達成すべき目標。
- 1、農畜産業の支援。

その1番目は、農畜産品の付加価値を高めるための取組であります。

農畜産品のブランド化、それから農畜産品の6次産業化であります。これ少し補足しますが、農産品と飲食店とのコラボ等、この3年言い続けておりますけども、それから、農畜産品の販売の促進です。農産品販売所企業等の誘致であります。現在、具体的な名前を出すのはまだ早いかと思いますが、ある程度の自然食品等に強い企業等との連携を図っていきたいと考えているとこでございます。

2つ目に、積極的な補助・支援の取組です。

有機農業の推進、地域連携による有機JAS認定機関の設置です。これも3年間いろいろと案を巡らせてきましたが、高鍋・木城有機農業推進協議会、今年度はいよいよ認定機関を取りあえず2年間、木城町のほうに連携して設置することができるようになります。2番目、農業用のハウス補強の補助支援、3番目の農業用機械導入の補助支援、4番目、災害に備え収入保険への加入の促進、5番目に、老瀬地区の圃場整備事業の推進、6番目、家畜伝染病の防疫です。

3つ目としまして、農業活性化への取組。その中には、高鍋農業高校、農大校との連携の推進、農業後継者、新規就農者の育成支援、JA児湯との連携の推進であります。

2番目の目標が商工業支援です。

その一つとして商工業・地場産業支援への取組があります。

中小零細商工業、商店街の支援、地場産業の支援、地場産品開発・販売促進支援、ふるさと納税制度の推進。

2つ目に、商店街・まちなか活性化の取組ですが、その中で、まちづくり会社・マチツクルとの連携、公民連携による効果的な老朽化施設への対応、それによって経費を削減した取組になると考えます。3番目に、空き店舗の対策の推進、町家・古民家再生の推進、レンタルオフィス、シェアオフィス事業の推進。

3つ目としまして、商工業活性化への取組としまして、高鍋城灯籠まつり、餃子フェス等イベント開催の支援、後継者、起業家の育成支援、高鍋商工会議所との連携の推進であります。

3つ目の目標としまして、企業誘致・雇用の促進です。

起業家養成・産業創生への取組としまして、積極的な企業誘致活動の推進、誘致企業の意見交換会の開催、レンタルオフィスによる企業誘致の推進、企業の求める人材の育成、職能教育等々により、人材の確保をしていかねばならないと考えます。自治体新電力の検討です。昨年度まではキーワードとして扱っておりましたけども、2016年の電力の自由化におきまして、自治体で新電力をやっているところがございます。私もずっとその視野に入れていた中では、4つのポイントがあると思います。

経済を地域内で循環させる上で自治体の新発電を、新電力を検討する。雇用の場があえて創出できるということ、SDGsの方針にのって自然再生エネルギーを使う電力というのを確保できる。それから、稼ぐ自治体になるということですね。稼ぐ自治体の発生で非常に大きな力になってくると考えているところでございます。

4番目、観光促進ですが、観光資源を生かした観光振興への取組を行います。

社交飲食業の振興の支援、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備、広報の推進です。 今年度までコロナですが、来年からは、これは大きく海外の人にもアピールできる場所に なってくると考えます。

3番目、高鍋駅舎及び蚊口海浜公園の整備促進です。NPO法人高鍋町観光協会が磯亭の跡を移譲を受けて取り組むことになっております。その連携から始め、また駅舎周辺までの整備を随時進めてまいりたいと考えております。これも官民連携の力が非常に重要であると考えます。高鍋城址舞鶴公園の整備促進、城下町の景観等、城堀、秋月墓地等の整備の促進、町家・古民家の再生による街並み・観光資源の開発の支援です。

2つ目としまして、観光資源等の開発の取組でございますが、NHK大河ドラマ推進協議会、地域連携の活動として設立をしたいと思います。これも住民の方からのこれも声が上がってきてからのことでございます。童門先生の三部作、上杉鷹山三部作、上杉鷹山、それから細井平洲、秋月鶴山、米沢市、東海市、高鍋町の連携による大河ドラマの推進をしていこうというふうに取り組みます。

長年、米沢市は大河ドラマも取り組んでおられますので、そこに高鍋町がどうくっつく かでございますけども、これは昨年の小説の評判がよくて、アマゾンでも時代歴史小説の ランキングではかなり20位以内にも入ってきているところでございますので、童門冬二 先生のお力を借りてかなり評価が上がってきていますので、うまく連携ができれば進んで いけるのではないかと思っているとこでございます。長期的な取組ではないかと思います けども。

それから、持田古墳群、高鍋大師花守山の整備促進です。観光イベントの支援、観光ボランティアガイドの育成支援、伝統芸能の継承・育成支援、高鍋の町木でありますタカナベカイドウの植樹育成の支援、美しい街並み、街路樹、景観美化の推進です。

5番目としまして、高齢者、子育て、福祉の充実であります。

高鍋町社会福祉協議会との連携推進の取組。総合相談支援センター「架け橋」の充実であります。専門職のいる強みを生かせるというのが高鍋町の総合相談支援センターでありますが、その中にあります地域包括支援センターの充実支援、障がい者・障がい児等の基幹相談支援センターの充実支援、子ども家庭支援センター「みらい」の充実の支援であります。

2つ目の福祉・医療の充実を目指すための取組としまして、スマートウエルネスシティですね、健幸都市づくりの推進であります。この中で、次に健幸アンバサダー制度の導入というのを入れております。ある意味では、地域の中に健康に対する一生懸命になる方を制度として設けようということで、そのスマートウエルネスシティに参加しておられる、早くから参加しておられる市町村は、健幸アンバサダー制度を既に導入しております。

それから、スマートウエルネスシティの一つの大きな目的が、ウォーカブルシティです。 歩きたくなるまちの推進でありますので、高鍋健康ポイント制度というのも取り入れなが ら、高鍋町独自の万歩計、スマホでインストールできるような仕組みもつくっていき、歩 きたくなるまちを仕組みとしてつくっていくということで、健康づくり、ひいては医療費 の削減につなげていこうということでございます。

高校生までの医療費の無償化の推進、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進、65歳以上のインフルエンザ予防接種無償化の推進、福祉ボランティア活動の支援。

3番目の子育て支援への取組でございますが、教育・保育施設の環境整備推進、子育て世代の支援、放課後児童クラブの支援、子どもの貧困支援やスクールソーシャルワーカー等による児童支援。

それから、高齢者支援への取組としまして、高齢者の生きがい、活動の場の確保、生き 生きと暮らせるための支援、高齢者クラブの支援、シルバー人材センターの支援。

障がい者支援への取組としまして、たか鍋まごころサポーター養成の支援、障がい者支援サークルの支援、障がい者が生き生きと暮らせるための支援を行ってまいります。

6番目、教育支援・文教の町の再生でございます。

教育の充実のための取組であります。

外国語、小学校体育等の工夫改善による教育の充実推進、特別支援教育の充実とありますが、ここにおきましては、非常に高鍋町は今進んでいると、この周辺の地域に比べて、

学校生活支援員あるいはスクールソーシャルワーカー、学校図書事務員、ことばの巡回指導員、会計年度任用講師、ALT、それから小学校体験サポート派遣員等、周りの市町村と比べたら多くの人材を投入し、予算も割いて質の高い教育ができる仕組みにこの数年でなってきたというふうに考えているとこでございます。

教育のデジタル化の推進、学校施設環境改善の推進、キャリア教育、ふるさと教育の推進、それから教育委員会等教育機能の商工会館への移設・整備でございます。これにつきましては、いよいよ6月に設立できます。

ただ、少し思い起こせば就任してすぐ、もう4年前でございますけども、児玉副町長に 岩手県の紫波町に行ってくれとお願いして出張をお願いしました。あそこには官民連携で 有名なオガールプラザというのがございます。私も例えば商工会議所等の役員の皆様にも、 「オガールプロジェクト」という官民連携の本では一部では名高い本になりました本も読 んでいただき、薦めたわけでございます。それが4年前のことになります。振り返ればP FIですね、いわゆるPFIというのは力を合わせて民間資金等の活用事業ですね、民間 資金を活用した事業の取組です。そのPFI法というのはもう1999年に設立され、小 泉内閣が2002年に印象的に残っていると思われますが、民間にできることはできるだ け民間に委託するという宣言があり、郵政民営化が行われて、あれ以来もう既に20年が 過ぎております。

2017年ですね、このPFI、いわゆる民間資金を活用した取組というのは、6兆円です、5年前で6兆円です。これは総務省の報告ですが、現在ではもうはるかに10兆円は超えておりまして、成長のない、拡大のない時代においては、民間活用するのが当たり前の時代だということを、私は4年前から申し上げ、副町長にも紫波町に行っていただいたほどでございます。

やっと4年が過ぎて実現ができたわけでございます。かなり時間がかかっているなというふうに思う次第でございます。どうぞスピーディーに早急にやらないと、はるかに遅れてしまっていることは嘆かざるを得ないというふうに思う次第でございます。

それから、文教の町の再生への取組としましては、児湯コンソーシアムの推進ですね、 コンソーシアムというのは力を合わせて組織を達成する組織のことでございますけれども、 高鍋高校の先生が児湯郡内の中学校に出向いて授業をするという取組をしていただきます。

2番目、高鍋農業高校の募集枠全国拡大支援、高鍋高校、高鍋農業高校への進学の促進。 7番目としまして、社会教育の推進です。

社会教育施設の整備充実のための取組であります。

1つ目に、町立の図書館の改修であります。リノベーション計画の推進をしてまいります。それから、まちなか学習館の設置推進をしてまいろうというふうに思っております。まちなか学習館につきましては、ここ二、三年、教育委員会のほうからも上がっておりますけども、はるかにもう大きな図書館を造る時代ではないというふうな認識の上に、今考えておりますのは、まず、進めておきたいのが高鍋町内の町を再生していく、黒木清五郎

邸でございますけど、東京のサードウェーブという会社との公民連携によりまして、パソコンを利用したeスポーツあるいはユーチューバーの育成という、そのような学習館を進めてまいることになると思います、思うというのは、推進してまいります。

次に、スポーツ施設の整備でございます。高鍋町総合体育館、運動公園トイレの改修、石井十次生家の整備がございます。実は、石井十次の生家というのは、生家は高鍋町にあるのですが、町も関わらずにそのままになったままでございます。町内の、宮崎県の偉人の中で、小村寿太郎あるいは安井息軒、若山牧水は常に生家があり、市町村がそれを管理運営しておられ、その土地の偉人としての位置づけをしておられます。そのことは認識しておく必要があります。

指定管理者制度の推進ですね、施設のネーミングライツの推進です。これ指定管理者制度、ネーミングライツ、もう近年、当たり前ですが、これもPFI、民間の力を利用した公民連携でやることはもう皆様御存じのとおりでありますが、当たり前のことになっております。それから、公民連携による老朽化施設の整備の促進であります。高鍋町も日本全国がバブル期にいろんな設備を建てた建物・施設が大変な老朽化に来ております。少し話させてもらいますと、庁舎第2別館、教育委員会が入っている建物です。これは公民連携により今改修が進みました。それから、福祉センター、老人福祉館、それから老人福祉別館――鈴木馬左也邸ですね、それから、わかば保育園、高齢者等多世代交流拠点施設、老人デイサービスセンター、勤労者体育センター、弓道場、町営球場、中央公民館、蚊口地区学習等供用施設――蚊口の公民館です、図書館、美術館、資料館とこの10年以内には整備をしなきゃいけない建物が立て込んでいるということを御認識いただいておかないといけない。しかも、それは行政がやる時代ではないということをどう取り組み、どう廃棄するかというのは非常に重要です。

全国ほとんどが公民連携、しかもそれは官主従民ではなく民主官従です、民間のアイデアをどれだけ利用できるかというのが非常に重要な時代になっていて、少ない予算、少ない財政の中でどう取り組むかが拡大、成長の時代には非常に重要だということはもう皆様方は御理解のとおりだというふうに思うところでございます。

2番目、地域、スポーツ・文化活動支援への取組であります。公民館活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、美術館の充実・活動支援、それから歴史を生かしたまちづくり推進への取組、歴史シンポジウムの開催、嚶鳴協議会への参加、嚶鳴協議会というのは町の歴史を生かしたまちづくりを勉強する市町村の協議会であります。高鍋町大会を開催したいと考えております。高鍋町社会教育理念、八朔の誓いの策定推進をしたいと考えます。これは高鍋町の気風づくり、シビックプライドの醸成です。

この八朔の誓いというのは、少し話をさせていただきますと、八朔というのは旧暦の 8月1日のことであります。それに合わせて7代藩主秋月鶴山公の制定した法令を社会教 育理念として現代風にアレンジしたいということです。昔の法令は朱子学、儒教的な法令 ですので、非常に今の時代にマッチしていると考えるところでございます。高鍋町らしい 社会教育理念ができると考えます。

それから、持田古墳群の日本遺産認定の推進、高鍋神楽の無形民俗文化財国指定の推進、 公民連携による旧鈴木馬左也別邸の再生の推進、今、積極的に住友グループの皆様にお力 添えを賜ろうと考えているところです。石井十次顕彰会の支援であります。

それから、8番目、防災・環境整備、美しい高鍋づくり、防災への取組としまして災害 危険個所の防災対策の推進、宮越樋管への排水機場の設置、小丸出口、宮越、宮越上、南 宮越、大池久保地区の水害防止、それは令和4年度内には完成予定だと思います。町内の 河川水路の浚渫推進、消防団への支援。住環境整備の取組としまして、町内道路等未整備 インフラの整備、空き家、空き地対策の推進、美しい高鍋の景観づくりの取組としまして 公園の整備、コンパクトで美しい機能性に優れたまちづくりの推進、スマートシティとい うのも推進していかなければならないと考えます。

9番目、人口増加・移住・定住の支援です。移住定住推進への取組です。空き家バンクの活用を積極的に行っていきたいと思います。地域おこし協力隊制度の活用と人材確保の推進、移住定住支援策の拡充推進、お試しオフィス、お試しハウスの利用の促進です。高鍋町の魅力情報発信事業の推進です。ホームページ、LINE、フェイスブック、ツイッター、SNSを利用した発信をもっと積極的にやっていかなければならないと考えます。クラウドファンディング事業の推進です。支援制度はできたんですけど、制度をつくるだけが割と行政のやりがちなところでありますが、積極的な事例を民間と連携しながらやっていく必要があると考えております。石井十次の生家、これもクラウドファンディングで資金を集めたいと思いますし、鈴木馬左也邸につきましても同じです。それから磯亭、蚊口浜のリニューアルにつきましてもクラウドファンディングの支援事業を積極的に取り入れていければというふうに考えますし、また、企業版のふるさと納税も取り入れていきたいと考えます。

それから、10番目、役場の活性化の推進であります。

町民の声を町政に生かすための取組としまして先ほど申しましたが、高鍋町のホームページの情報発信の充実、町民の意見を聞く機会の充実、業務のデジタル化、デジタルトランスフォーメーション、スマート行政、これは非常に積極的に取り組んでいければと考えるところです。

町民に親しまれる役場づくりです。綱紀粛正の徹底、人材の育成、職員研修の推進です。職員研修を積極的に推進したいと思いますし、優れた人材を積極的に育てていく必要があると考えております。年度方針、各課の年度目標の設定と共有化をしていきたいと図ります。笑顔・挨拶・掃除で職場の文化づくり、企業でいえば社風づくり、これを推進していきます。それから町長表彰制度というのをつくりましたが、充実したいと思いますが、予算はつけないと言われましたので賞状だけになるかと思いますが続けてまいりたいと思います。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、やるべきことを迅速確実に推

し進めてまいります。

コロナ禍の中、急激に変化していく時代、急激な高齢化、人口減少等、私たちを取り巻く環境は大変厳しいものがあります。しかし、この厳しさの中で多くのことを学び、創意工夫を重ね、アフターコロナの未来に向けてさらに成長発展を遂げようとする町や地域があります。高鍋町もその一つであると私は信じます。

豊臣秀吉に敗れ、悲嘆にくれる家臣たちを携え、荒れた山に囲まれ雨が降ればすぐに氾濫する小丸川の湿地帯に移封された秋月種実、種長の親子以来300年にわたってあらゆる困難を乗り越え、この地を小なれど輝く豊かな土地につくり変え、多くの人材を輩出させた高鍋藩の歴史は今なお健在であり、今を生きる私たちの心に受け継がれています。

「苦難福門」、先人に習い、この厳しい時こそ、さらに成長発展する好機と捉え、あらゆる困難に立ち向かっていかねばなりません。

明確な目標設定と的確な施策の実践により、高鍋町は必ず誰もが住みたいと思う輝きに満ちた幸せを実感できる町になると信じます。町民の皆様、議員の皆様、職員の皆様の教えを請い、ともに力を合わせ豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生に向かって歩を進めてまいりたいと考えています。

なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の施政への所信といた します。

日程第4. 会期の決定

○議長(緒方 直樹) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から3月22日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日まで の19日間に決定いたしました。

日程第5. 報告第1号

- ○議長(緒方 直樹) 日程第5、報告第1号債権の放棄についてを議題といたします。 町長の報告を求めます。町長。
- 〇町長(黒木 敏之君) 報告第1号債権の放棄について、御報告申し上げます。

本件につきましては、町営住宅使用料の滞納分のうち、調査の結果、別紙の債権放棄理由のとおり徴収不能と判断した11件、合計金額230万3,650円を高鍋町債権管理条例第11条第1項の規定に基づき、令和3年2月28日付で放棄しましたので、同条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

なお、債権放棄理由のうち、第1号の規定に該当する方につきましては生活保護受給前 の家賃が対象であることを申し添えます。

日程第6. 同意第1号

- ○議長(緒方 直樹) 日程第6、同意第1号監査委員の選任についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 同意第1号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。 現委員、黒木輝幸氏が令和3年3月25日をもって任期満了となることから、新たに森 弘道氏を同委員に選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでご ざいます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(緒方 直樹) 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(野中 康弘君) それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、森弘道、生年月日、昭和31年4月10日64歳、現住所、高鍋町大字持田2927番地1、最終学歴、昭和54年3月宮崎大学農学部卒業、職歴等、昭和54年5月三研エンタープライズ株式会社入社、昭和55年4月同社退職、昭和55年5月高鍋町役場入庁、平成21年4月政策推進課長、平成25年4月総務課長、平成29年3月高鍋町役場退職、平成29年4月高鍋町役場政策推進課専門員、平成30年4月地域政策課専門員で現在に至っております。

以上でございます。

- O議長(緒方 直樹) 以上で、説明は終わりました。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。
- ○11番(中村 末子君) 11番。2点ありますのでお答え願いたいと思います。

現在、監査請求が出ておりますけれども、そのことについての支障はきたさないのかお 伺いしたいと思います。

また、新たな推薦をされた方については、一応財政課の経験があるのかないのか。ここにはちょっと書いていないので分かりませんけれども、財政課の経験があったほうがよりしっかりとした監査の方向性が出てくるのではないかと考えますけど、そのところについてはどうでしょうか。

〇議長(緒方 直樹) 暫時休憩いたします。

〇議長(緒方 直樹) 再開いたします。

監査書記長。

○監査書記長(稲井 義人君) 監査書記長。本来ならば、席を移動してからの答弁になりますが、席がございませんので、ここからの発言でよろしいでしょうか。住民監査請求につきましては、現監査委員の任期中に監査を終えまして、監査結果を決定して、通知をいる。

たしますので、支障はございません。

- 〇議長(緒方 直樹) 総務課長。
- ○総務課長(野中 康弘君) 総務課長。職歴につきましては、財政担当の係長、それから 財政担当の補佐、財政担当課長を歴任されておりますので、約17年程度財政の経験があ る方でございます。

以上です。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第1号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は 御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。

したがって、同意第1号監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。 ここで、暫時休憩いたします。

〇議長(緒方 直樹) 再開いたします。

日程第7. 同意第2号

日程第8. 同意第3号

日程第9. 同意第4号

〇議長(緒方 直樹) 日程第7、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任 についてから、日程第9、同意第4号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任につい てまで、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(黒木 敏之君) 町長。同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、同意第4号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを、一括して提案理由を申し上げます。

同意第2号から同意第4号についてでございますが、これらにつきましてはいずれも現 委員が令和3年3月31日をもって任期満了となりますことに伴い、引き続き池澤耕助氏、 日髙省吾氏、日野祥二氏を同委員として選任したいので、地方税法の規定に基づく西都児 湯固定資産評価審査委員会規約の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、3件につきまして御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 本3件は再任でありますので、略歴の説明を省略いたします。

以上で、説明は終わりました。これから、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方 直樹) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本3件は、人事案件でありますので、討論を省略し、これから、1議案ごとに採決を行います。

まず、同意第2号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。

したがって、同意第2号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意 することに決定いたしました。

次に、同意第3号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。

したがって、同意第3号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意 することに決定いたしました。

次に、同意第4号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。

したがって、同意第4号西都児湯固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意 することに決定いたしました。

日程第10.諮問第1号

- ○議長(緒方 直樹) 日程第10、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といた します。提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) 町長。諮問第1号人権擁護委員の推薦について、提案理由を申し上げます。現委員の三好純子氏が令和3年6月30日をもって任期満了となることから、新たに森塚幸子氏を同委員に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 続いて、略歴の説明を求めます。 総務課長。

- ○総務課長(野中 康弘君) 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。氏名、森塚幸子。生年月日、昭和27年5月31日、68歳。現住所、高鍋町大字南高鍋885番地3。最終学歴、昭和48年3月、宮崎女子短期大学保育科卒業。職歴等、昭和48年4月、高鍋町立南町保育園、昭和52年4月、高鍋町立わかば保育園、昭和61年4月、高鍋町立持田保育園、平成3年4月、高鍋町立上江保育園、平成6年4月、高鍋町立蚊口保育園、平成9年4月、高鍋町立上江保育園、平成13年4月、高鍋町立南町保育園、平成18年4月、高鍋町立持田保育園、平成19年4月、高鍋町立わかば保育園、平成21年4月、高鍋町健康福祉課子ども支援係長、平成22年4月、高鍋町教育委員会社会教育課主査、平成24年3月退職で、現在に至っておられます。
 - 以上です。
- ○議長(緒方 直樹) 以上で、説明は終わりました。 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。
 - 11番、中村末子議員。
- **〇11番(中村 末子君)** 人権擁護委員さんは、法務省から認定された後は、どのような 仕事を行われるのか、身分はきちんと保証されているのか、お伺いしたいと思います。
- 〇議長(緒方 直樹) 総務課長。
- ○総務課長(野中 康弘君) 総務課長。人権擁護委員につきましては、法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動を行っていただいております。人権擁護委員につきましては無報酬となっており、現在は全国で約1万4,000人程度が法務大臣から委嘱をされ、全国の各市町村に配属されて、活動を行っておられます。

主な活動の内容といたしましては、高鍋町役場で毎月第2火曜日を基本に実施しております特設人権の相談所の開設、それから、年に四、五回程度、宮崎地方法務局での電話対面の人権相談、それから専門部会活動として、委員が男女共同、子ども、高齢者、障がい者のいずれの部会に入っての活動等を行っております。

以上です。

○議長(緒方 直樹) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(緒方 直樹) これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、諮問第1号を起立によって採決します。本件は、適任とすることに賛成議員 は御起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(緒方 直樹) 起立全員と認めます。

したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定いたしました。

日程第11. 議案第6号

日程第12. 議案第7号

日程第13. 議案第8号

日程第14. 議案第9号

日程第15. 議案第10号

日程第16. 議案第11号

日程第17. 議案第12号

○議長(緒方 直樹) 日程第11、議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)から、日程第17、議案第12号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)まで、以上7件を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 町長。議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)から議案第12号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)までを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,971万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ132億8,127万8,000円とするものでございます。今回の補正は、主に令和2年度の事業費確定等に伴う歳入歳出の調整を行うものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業の確定等に伴う調整のほか、<u>※基本積立金</u>、わかば保育園改修に伴うデイサービスセンター改修費、幼稚園・認定こども園給付費、感染症対策時間短縮要請支援金、商工業者緊急対策支援金、舞鶴公園老朽化施設改修事業、西中学校<u>※第2棟</u>トイレ改修事業の増額、並びに老人保護措置費、私立保育園委託、子ども医療費助成、総合体育館大規模改修事業費の減額を行うものでございます。

歳入では、町民税個人所得割、地方消費税交付金、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金、教育寄附金、ふるさと納税寄附金、感染症対策寄附金、減収補填債の増額、及び町民税法人税割、地方交付税、臨時財政対策債の減額、並びに国県支出金、繰入金、繰越金及び町債等の財源調整等でございます。併せまして、防衛施設周辺道路改修等事業ほか1件の継続費の補正、繰越明許費につきましては、弁護委託事業ほか18件の追加、及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の変更、債務負担行為につきましては、高鍋町立学校施設給食調理等業務委託1件の変更、並びに地方債につきまして、減収補填債の追加及び県営防災ダム事業ほか13件の変更を行うものでございます。

次に、議案第7号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,110万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,524万8,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では、実績見込みに伴う保険給付費、保健事業疾病

予防費及び特定健康診査等事業費の減額で、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の 増額でございます。

次に、議案第8号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,229万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,764万6,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う調整でございます。

次に、議案第9号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ958万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,235万2,000円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では令和元年度の決算額の確定に伴う消費税額の減額、及び浄化センターの修繕箇所見直しに伴う修繕料の減額で、歳入では受益者負担金の増額及び一般会計繰入金の減額でございます。

次に、議案第10号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ953万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,883万円とするものでございます。補正の主なものといたしましては、歳出では介護給付費準備基金積立金の増額で、歳入では保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の増額でございます。併せまして、要介護認定調査事務に関わるパソコンリースの債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第11号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,974万6,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳出では一ツ瀬川雑用水管理基金積立金の増額及び一ツ瀬川土地改良区負担金の増額で、歳入では繰越金の増額でございます。

次に、議案第12号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出予算の総額に変更はなく、令和元年度事業費確定に伴い、費目間で財源更正するものでございます。

以上、7件の議案につきまして、御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長(緒方 直樹) 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時28分再開

- 〇議長(緒方 直樹) 再開いたします。町長。
- ○町長(黒木 敏之君) すいません、2か所訂正します。10ページと言っても分からないかと思いますが、一般会計補正予算の中で、基金積立金を基本積立金と発音したようでございます。それから、西中学校第3棟トイレを第2棟と言ったそうでございます。どう

ぞよろしく訂正をお願いします。

- ○議長(緒方 直樹) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。 財政経営課長。
- ○財政経営課長(徳永 惠子君) 財政経営課長。議案第6号令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)について、詳細説明を申し上げます。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった事業等にかかる経費の減額、及びそのほか事業費の確定または見込みに伴う歳入歳出の調整、並びに財源更正が主なものとなっております。

歳出から御説明申し上げます。細目ごとに御説明いたします。38、39ページをお開きください。まず、議会費でございますが、見込みにより減額をするものでございますが、コロナ関係資料等のコピー量の増加により、チャージ量が不足する見込みのため、増額をするものでございます。続きまして、総務費でございます。一般管理費は、会計年度任用職員の報酬等の見込みによる減額、町民歌CD作成謝礼は、町民歌の歌唱を中学生に依頼する予定でございましたが、新型コロナ感染拡大の影響により、作成を見送ったことによる減額です。

40ページ、41ページ中段、文書広報費は、財源更正でございます。財政管理費は、再編関連訓練移転等交付金の九州防衛局ヒアリングがコロナにより見送られたため、減額。基金管理費、財政調整基金積立金は、元年度繰越金の2分の1と利子を、公共施設等整備基金積立金は利子を、ふるさとづくり基金、地域づくり、基金積立金は、本年度、マルセイ電器様からいただいた寄附の未執行のものを、及び町内の2企業様からいただいた寄附を積み立てるものでございます。公共施設等整備基金、施設協力金積立金は、施設協力金事業費の調整により減額。子育て支援基金積立金は、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを図るために造成するもので、財源は再編関連訓練移転等交付金でございます。庁舎管理費は、感染防止のための換気を細かに行ったことにより、光熱水費が不足する見込みであることから増額。

次のページの財産管理費、公用車管理費、施設協力金事業費は、見込みにより減額をするものでございます。

44、45ページをお開きください。企画費も見込みによる減額ですが、包括連携補助金につきましては、当初、5団体との連携を見込んでおりましたが、コロナにより活動が縮小されたため、3団体との事業実施になりました。一番下のIoT事業化広報業務委託につきましては、無料のマッチングサイトを活用することにより、当該補助金の広報を行うことができることとなったため、不用となったものでございます。

46、47ページをお開きください。諸費につきましては、見込みにより減額。西都児湯消費生活相談センター事業費につきましては、見込みにより減額。

中段から次のページ、新型コロナウイルス感染症対策費は、特別定額給付金にかかる経費でございますが、2万240人、99.95%の方に交付をいたしました。交通安全対策費は、要望のあった地区の防犯灯などを交換し、残額を減額するものでございます。電

算化推進費は、財源更正です。

- 50、51ページをお開きください。賦課徴収費は、申告支援システム導入等にかかる 経費の調整です。町長選挙費は、無投票であったため、不用額を減額するものです。
- 52、53ページをお開きください。下の段、経済センサス国勢調査は、確定による減額です。
- 54、55ページをお開きください。民生費になります。社会福祉総務費、後期高齢者 医療費は、見込みによる増減でございます。中段より少し下の老人措置費は、措置人数が 見込みより少なかったため、減額。

次のページにかけての障害福祉費は、手話通訳士の応募がなかったこと、障がい者スポーツ大会がコロナにより中止になったこと、障害認定審査会の決算見込みによる負担金の減額、及び元年度の育成医療の精算により、県負担金返還金を増額するものでございます。老人福祉費は、財源更正です。デイサービスセンター費は、わかば保育園改修に伴い、デイサービスセンターを仮園舎として利用するための改修で、空調、間仕切り等の改修を行う予定としております。介護保険事業費は、軽減対象被保険者が見込みより多かったため、介護保険特別会計への操出金を増額するものです。

一番下から次のページへの児童手当につきましては、見込みによる減額。子ども子育て事業費は、幼稚園、認定こども園給付費が幼児教育無償化等により増額。その他の委託料及び扶助費は、見込みにより減額。償還金利子及び割引料は、過年度利用者負担金の還付金及び加算金でございます。中段の新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、下から2行目の子育て世帯への臨時特別給付金、及び子育て世帯応援給付金は2,744件に。

次のページのひとり親世帯応援給付金は、262件に交付をいたしました。赤ちゃんすくすく応援特別給付金は、134件の交付を見込んでおります。母子福祉費は、子ども医療費が大きく減額となったところでございます。保育費は、わかば保育園の賄い材料費の減額。施設管理費は、同じくわかば保育園産休代替職員の任用のための増額。期末手当は確定による減額でございます。災害救助費は、避難行動要支援者管理システムのリース料が10月からとなったため、半年分を減額をするものです。

62、63ページをお開きください。衛生費です。自殺対策推進事業費は、元年度精算による交付金の返還金で、予防接種事業費は各種予防接種委託が高齢者のインフルエンザ予防接種者数の増加により増額をするものでございます。風疹抗体検査費負担金につきましては、健康診査時に抗体検査を行うことにより、単価を抑えることができたことなどによる減額。新型コロナウイルス感染症対策費の備品購入費は、ワクチン保管用の冷凍冷蔵庫の購入でございます。健康増進事業費は、財源更正です。環境衛生費、工事請負費は、唐木戸霊園整備改修工事において、資材の再利用等を行ったことによる減額です。妊産婦乳児健康づくり事業費は、未熟児医療にかかる国県補助金の精算に伴う返還金でございます。

64、65ページをお開きください。塵芥処理費は、ごみ袋製造委託の入札残でございます。次に、農林水産業費になります。新型コロナウイルス感染症対策費、賄い材料費は、学校給食への食材提供が県の予算で行われたために減額。高鍋町生産調整推進事業費は、加工前の収穫が見込みより少なかったことによる減額。農地費は、実績による減額、及び66、67ページの上段。県営事業負担金につきましては、蛸の口地区ため池整備事業の事業内容に変更が生じたことによる増額。

尾鈴地区土地改良事業費、県営事業負担金は、染ヶ岡、鬼ヶ久保地区における本年度施行の事業費が確定したため減額。尾鈴地区土地改良連合負担金補助金は、補助事業の活用により、地元負担が軽減されたことなどによる減額です。防災ダム事業は、県営防災ダム事業負担金につきまして、国の3次補正による事業の前倒しに伴う増額。

次のページにかけての農政企画費は、地域おこし協力隊員が緊急事態宣言の発令により辞任をされたこと、及び彩りリレーマラソンを中止したことによる減額。農業次世代人材投資事業費は、本年度下半期1名分の増額。農地中間管理機構事業費及び新型コロナウイルス感染症対策は実績による減額です。

70、71ページにかけてでございますが、鳥獣行政事務費は、イノシシ、鹿が増加していることによる増額。林業総務費は、森林環境譲与税の交付額から意向調査に要した経費を除いて、基金に積み立てるものです。松くい虫防除事業費は、実績による減額です。中段からが商工費になります。商工業振興費、負担金補助及び交付金は、職業訓練校の生徒数確定による。小規模事業者特別融資制度保証料補助金は、見込みよる増額。操出金の工業用地造成事業特別会計操出金は、特別会計において元年度繰越金が計上されたことによる減額。

次のページにかけてのふるさと納税推進事業費は、寄附総額を12億8,000万円と見込み、うち基金積立金を9,475万円増額し、本年度積立て総額を6億1,377万2,000円と見込んだところでございます。

73ページ中段、新型コロナウイルス感染症対策費、報償費の感染症対策休業要請事業支援金は、実績で206件、時間短縮要請支援金は、見込みで210件としております。負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金が430件、感染防止対策支援金は、280件の実績がございました。商工業者緊急対策支援金8,600万円につきましては、営業時間短縮要請に基づく県の支援金等を受けることができない事業者に対して、町独自の施策として、一律20万円を給付するものでございます。430件を見込んでおります。観光費につきましては、コロナにより3団体のスポーツキャンプ合宿がキャンセルされたことによる減額。

土木費です。土木総務費、及び次のページの建築費につきましては、実績に伴う減額、 及び令和元年度国庫補助金の精算に伴う返還金でございます。道路維持費につきましては、 2トンダンプの購入に伴う執行残です。社会資本整備総合交付金事業費は、事業費調整で ございます。 76、77ページをお開きください。河川総務費は、実績に伴う増額、自然災害防止事業費は、国の3次補正による事業の前倒しによる増額です。都市下水路費は財源更正です。公共下水道費は、下水道事業特別会計の補正予算に伴う減額です。公園管理費は、財源更正。公園建設費につきましては、国の3次補正により実施をするもので、舞鶴公園の照明や看板の改修を行うものです。景観費は、コロナの感染防止のため、景観コンクールを取りやめたことによる減額です。

78、79ページ、住宅費は財源更正でございます。消防費です。非常備消防費は、実績に伴う減額。消防施設費は、東児湯消防組合負担金確定による増額。災害対策費は、毛布、休憩用ベッド、アルファ米等の購入実績に伴う減額でございます。

80ページ、81ページをお開きください。教育費です。事務局費、基金積立金は、国際交流基金についた利子を積み立てるもの。学校支援地域本部対策事業費、及び教育振興費、その下の東小学校費、次のページの西小学校費は、会計年度任用職員の人件費の減額でございますが、83ページの一番下から次のページにかけての、東中学校費の委託料につきましては、倉庫から高濃度PCBが発見されたため、処分委託を増額をしております。要保護、準要保護につきましては、該当者が見込みほどなかったことによる減額。その下の東中学校費は、実績による減額。

85ページの西中学校費の中段の工事請負費は、国の3次補正により実施をするものでございまして、第3棟のトイレ改修を行うものでございます。その下の東中学校費及び西中学校費は、見込みによる減額です。

86、87ページをお開きください。社会教育総務費、公民館費は、見込みによる減額。 88、89ページをお開きください。図書館費、消耗品費は、古文書修復用の消耗品の 購入でございますが、正幸会様からいただいた寄附金を充当させていただいております。

90、91ページにかけての一般文化財保護費は、高鍋神楽記念作成調査委員会の活動がコロナにより実施できなかったこと、持田遺跡から発掘された地下式横穴墓の調査に期間を要したことなどにより減額をするものでございます。歴史総合資料館費は財源更正。生涯学習推進費は、生涯学習大会の中止、高鍋湿原費は、湿原の休園による減額。

次のページの家老屋敷費は、財源更正。美術館費積立金は、美術館基金についた利子を 積み立てるものです。保健体育総務費は、舞鶴ロードレース等各種大会が中止になったこ とによる減額。

94、95ページにかけての勤労者体育センター費は、見込みによる減額。スポーツセンター費は、大規模改修に伴う休館及び入札による減額。総合運動公園費は、浸水の恐れがなかったことによる減額。

95ページの中段より少し下の、新型コロナウイルス感染症対策費は、勤労者体育センターについて今後のあり方を検討することとしたため、減額。学校給食総務費は、見込みによる減額でございます。

96、97ページをお開きください。補助災害復旧費は、水谷原坂平付・山伏山線災害

工事の完了予定による減額。単年度災害復旧費は、青木地区の道路の路肩復旧が完了した ことによる減額。公債費、元金、利子は確定による減額でございます。

次に、歳入の御説明を申し上げます。18ページ、19ページをお開きください。法人税割の引き下げや、コロナの影響による法人町民税の減額により、町税全体の歳入額が当初予算より減少する見込みのため、個人町民税の増額分などを含め、全て決算見込みにより計上したところでございます。

21、22ページをお開きください。法人事業税交付金から地方交付税まで、今年度交付額確定により計上いたしました。

22、23ページにかけての、各施設の使用料につきましては、コロナによる閉館等のため、減額となる見込みでございます。国庫支出金、障害福祉費負担金は、元年度障害者自立支援給付費等の精算に伴う追加交付。低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料の負担軽減の対象者が見込みより多かったことによる増額。児童措置費負担金は、私立保育園委託と認定こども園との調整により増額。児童手当負担金は、対象人数の減少による減額。国民健康保険基盤安定負担金は、確定による増額。感染症予防事業費等国庫負担金は、風疹の予防接種者が見込みより少なかったことによる減額。

24、25ページをお開きください。現年発生補助災害費負担金は、確定による減額です。国庫補助金になります。総務費国庫補助金に、本年度2回目の交付となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたしました。また、公園整備事業費補助金及び学校施設環境整備交付金は、国の3次補正にかかるものでございます。そのほかの補助金及び次のページの中段、水門操作委託金につきましては、それぞれ事業費の確定、または見込みによる増額または減額でございます。

県支出金につきましては、県負担金から31ページまでの県委託金まで、国庫支出金にかかる事業の県負担金及び補助金の増額及び減額で、県単独事業につきましては、それぞれの事業の確定等により増額または減額をしております。

30、31ページをお開きください。中段でございます。教職員住宅貸付収入は、利用される方が少ないことから減額。利子及び配当金は、それぞれの基金の運用利子でございます。教育寄附金は、正幸会様からの寄附金で、小中学校寄附金は、町内の企業様からの寄附金でございます。ふるさと納税は、8,000万円を増額し、寄附総額を12億8,000万円と見込みました。

32、33ページの一番上でございます。新型コロナウイルス感染症対策費寄附金は、 町内の企業様からの寄附金でございます。基金繰入金は、充当事業の実績に伴う財源調整 です。繰越金は、令和元年度の純繰越金となります。諸収入、雑入につきましては、それ ぞれ実績等により計上をいたしました。

35ページの中段より少し上になります。施設命名権料は、井上商店スポーツセンター、マスダスタジアム、たかしんホールに係るものでございます。町債につきましては、それぞれの事業費の確定見込みにより増額または減額をしております。歳入につきましては、

以上となります。

次に、6ページをお開きください。継続費の補正についてでございますが、両事業とも 期間内における全体事業費や事業の進捗状況に応じ、変更をするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。明許繰越費の補正についてでございますが、追加19件につきましては、事業期間が十分に取れないことから、明許繰越費を設定するものでございます。変更1件につきましては、ワクチン接種事業において、衛生用品等の納入が次年度になることも想定されることから、金額の変更を行うものでございます。

10ページをお開きください。債務負担行為補正についてでございますが、高鍋町立学校施設調理等業務委託につきましては、令和2年第4回定例会で可決をいただきました一般会計補正予算第10号において、期間を令和2年度から令和5年度までの3か年間、限度額を6,958万7,000円とする債務負担行為を設定させていただいたところでございますが、今般、限度額につきまして1年分しか計上していなかったことが判明をいたしましたので、今回、改めて限度額を増額させていただくものでございます。

11ページを御覧ください。地方債の補正についてでございますが、追加につきまして は年度途中の減収を補塡する減収補塡債を計上いたしました。

12ページ、13ページをお開きください。変更につきましては、県営防災ダム事業ほか、13件の事業費確定、または見込みにより計上したところでございます。

以上で、令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)の詳細説明を終わります。

- 〇議長(緒方 直樹) 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(川野 和成君)** 健康保険課長。健康保険課関係分について、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第7号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について、説明を申し上げます。歳出から御説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。総務費総務管理費、一般管理費につきましては、国保情報データシステム手数料、オンライン資格確認等負担金の増額でございます。次に、賦課徴収費につきましては、税制改正に係るシステム改修委託が令和2年度、令和3年度で行うこととなったことによりまして、減額するものでございます。次に、保険給付費、出産育児諸費、葬祭諸費につきましては、実績見込みからそれぞれ減額するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。保健事業、保健事業疾病予防費、及び特定健康診査等事業費の委託料につきましては、各種健診受診者、特定健診が見込みより少なかったことから、減額するものでございます。基金積立金につきましては、財源調整でございます。

続きまして、歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。県支出金、県補助金についてですが、税制改正に係るシステム改修補助金は、令和3年度の特別調整交付金により交付されることとなったことから、全額を減額するものでございます。次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金について、保健基盤安定繰入金の保険税軽減分及

び保険者支援分につきましては、低所得者層の国保税軽減に伴う国県町の財源支援額が確 定したことに伴う減額でございます。

職員給与費等繰入金、事務費相当分につきましては、歳出で申し上げました国保情報システム改修資格確認等の繰入金でございます。出産育児一時金等繰入金につきましては、 実積見込みによる減額でございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、交付税 算入分の確定に伴い、減額するものでございます。基金繰入金、国民健康保険基金繰入金 は、財源調整でございます。

8ページ、9ページをお開きください。次に、繰越金、その他繰越金につきましては、 令和元年度からの繰越金を全額計上するものでございます。諸収入、雑入、一般被保険者 第三者納付金につきましては、実績見込みに伴い減額。一般被保険者返納金は、保険者間 調整返納金の実績見込みに伴い、減額するものでございます。特定健康診査等負担金につ きましては、令和元年度特別交付金特定健診負担金の確定に伴い、増額するものでござい ます。(発言する者あり)

続きまして、議案第8号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、詳細説明を申し上げます。歳出から御説明いたします。補正予算書8ページ、9ページをお開きください。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、共通経費負担金、療養給付費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営にかかる負担金が確定したため、減額するものでございます。次に、保険事業費、健康保持増進事業費、健康診査費につきましては、健康診査委託の実績見込みに伴い、増額するものでございます。。

続きまして、歳入でございます。6ページ、7ページをお開きください。保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収と普通徴収の実績見込みによって調整するものでございます。繰入金、一般会計繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金は、いずれも歳出に合わせまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。諸収入、受託事業収入の健診受託事業収入は、歳出に合わせて増額するものでございます。続きまして、議案第10号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、詳細説明を申し上げます。同じく歳出から説明申し上げます。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費、地域支援事業費、包括的支援事業費、任意事業費、包括的支援事業費及び保険福祉事業費、一般介護予防事業費につきましては、国庫補助金等の額の確定による財源更正でございます。基金積立金、介護給付費準備基金積立金につきましては、準備基金積立金利子及び保険者機能強化推進交付金、介護保険者努力支援交付金相当分を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。8ページ、9ページをお開きください。保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料につきましては、低所得者保険料軽減負担金増に伴う保険料の減額でございます。次に、国庫支出金、国庫負担金保険者機能強化推進交付金、介護

保険保険者努力支援交付金につきましては、本町が実施する地域支援保健福祉事業等の、介護保険事業の取組の評価に応じて国から配分されるもので、令和2年度分の確定に伴い、増額するものでございます。次に、財産収入、財産運用収入につきましては、利子及び配当金につきまして、介護給付費準備基金積立金利子の確定に伴い、増額するものでございます。次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては、低所得者保険料軽減負担金増に伴う一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、4ページをお開きください。要介護認定調査事務に係るパソコンリース 4台分の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、健康保険課関係分の説明を終わります。

○議長(緒方 直樹) ここで、休憩をしたいと思います。

午後0時04分休憩

午後1時09分再開

〇議長(緒方 直樹) 再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長(吉田 聖彦君) 議案第9号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予 算(第4号)について、詳細を御説明いたします。

まず、歳入の6ページ、7ページをお願いいたします。

土木費負担金の下水道負担金につきましては、猶予地の解除及び一括納付による増額、 一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整による減額。財産収入の利子及び配当金 につきましては、基金積立ての利息分でございます。

次に、8ページ、9ページの歳出について御説明いたします。

総務費の報償費につきましては、下水道受益者負担金の一括納入があったため、前納報 奨金を増額するものでございます。

委託料につきましては、下水道接続増に伴う徴収事務委託の増額及び固定資産調査等業 務委託の入札に伴う減額でございます。

公課費につきましては、消費税の額確定に伴う減額でございます。

次に、施設管理費の需用費につきましては、浄化センターの修繕予定箇所の変更に伴う 減額、委託料につきましては、汚泥量の減による処分費、運搬費の減額、公共下水道費の 積立金につきましては、財政調整基金の定期の利息分でございます。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(緒方 直樹) 農業政策課長。
- 〇農業政策課長(渡部 忠士君) それでは、議案第11号令和2年度高鍋町一ツ瀬川雑用 水管理事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、詳細を説明させていただきます。

今回の補正は、事業費の確定に伴います歳入の計上と歳出の調整というふうになっております。

先に、歳入について御説明を差し上げます。

お手元の予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳入におきましては、令和元年度の繰越額の確定によりまして、繰越金254万 1,000円を計上しております。

続きまして、歳出を御説明させていただきます。

お手元の予算書は、8ページ、9ページをお開きください。

先に、款の農林水産業費、項の農地費、目施設管理費について御説明を差し上げます。 節の負担金補助及び交付金でございますが、雑用水管理事業運営に係ります一ツ瀬川土 地改良区への負担金額の確定に伴いまして、79万8,000円を増額したものでござい ます。

次に、款の農林水産業費、項の農地費、目総務費でございます。節積立金におきまして、 174万3,000円を増額するものでございます。

負担金補助及び交付金におきまして、79万8,000円を増額計上いたしますけれども、歳入におきまして計上いたしました 254万1,000円をもって充当いたしまして、差引き 174万3,000円について、一ツ瀬川雑用水管理基金積立金に増額計上するものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

- 〇議長(緒方 直樹) 地域政策課長。
- 〇地域政策課長(日高 茂利君) 議案第12号令和2年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和元年度事業費の確定に伴いまして、<u>※財源の調整</u>を行 うものでございます。

歳入歳出の総額に変更はなく、財源の一部を一般会計繰入金から繰越金に振り替えるものでございます。

失礼しました。財源の更正を行うものでございます。

予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入の繰越金でございますが、令和元年度事業費の確定に伴い、繰越金の99万9,000円を増額計上するものでございます。これにより、一般会計繰入金につきまして、同額の99万9,000円を減額しております。

続いて、予算書の8ページ、9ページをお開きください。

歳出の償還金元金2億4,700万円につきまして、財源の内訳を更正するもので、予 算額に増減はございません。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長(緒方 直樹) 以上で説明は終わりました。

日程第18. 議案第13号

日程第19. 議案第14号 日程第20. 議案第15号 日程第21. 議案第16号 日程第22. 議案第17号 日程第23. 議案第18号 日程第24. 議案第19号 日程第25. 議案第20号 日程第26. 議案第21号 日程第27. 議案第22号 日程第28. 議案第23号 日程第29. 議案第24号 日程第30. 議案第25号 日程第31. 議案第26号 日程第32. 議案第27号 日程第33. 議案第28号 日程第34. 議案第29号 日程第35. 議案第30号

〇議長(緒方 直樹) 日程第18、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第35、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上18件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(黒木 敏之君) 議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてから、 議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、一括して提案理由を申し 上げます。

まず、議案第13号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、本 案につきましては、地方税法及び地方税法施行令改正に伴い、個人所得課税における給与 所得控除等が見直されたことにより、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じな いよう、軽減判定所得基準の見直し等所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号高鍋町介護保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、第8期高鍋町介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改定を行うものでございます。

次に、議案第15号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第18号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、会議や多職種連携におけるICTの活用や高齢者虐 待防止の推進などでございます。

次に、議案第19号高鍋町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございますが、本基金で運用できる事業は、社会福祉法人及び個人等の民間事業者が実施する高齢者保健福祉事業等に限定されており、これまでの運用実績は1件のみとなっています。今後も民間事業者による事業実施の予定はなく、町単独で実施する福祉事業にも広く活用できるよう、基金の設置目的、事業等の範囲について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号高鍋町子育て支援基金条例の制定についてでございますが、本案につきましては、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを目的とした高鍋町子育て支援基金を地方自治法の規定により設けるための条例を制定するものでございます。

次に、議案第21号令和3年度高鍋町一般会計予算についてでございます。

WHOの新型コロナウイルス感染症のパンデミック宣言から1年、日本経済の見通しはいまだ不透明ではございますが、町民の皆様に1日でも早く安定して生活していただけるよう、新型コロナウイルスワクチン接種費用等を計上した令和3年度予算を編成いたしましたので、提案理由を申し上げます。

令和3年度予算につきましては、年度末に町長選挙を控えていたことから、義務的経費 や継続中の事業に関わる経費を中心に新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に関わる経 費等を計上した骨格予算として編成いたしました。

令和3年度一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ95億8,800万円となり、前年度予算と比較いたしますと、額では1,000万円、率で0.1%の減となったところでございます。

それでは、概要について、歳入から御説明を申し上げます。

町税につきましては、町民税が新型コロナウイルス感染症の影響による景気の低迷により減収、固定資産税につきましては、路線価の下落による減収を見込みました。地方譲与税から地方交付税につきましては、地方財政対策と令和2年度決算見込みから計上し、地方特例交付金に新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税減収額を補填する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を計上いたしました。

寄附金については、ふるさと納税額を10億円計上いたしました。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況等から判断し、公共施設等整備基金、ふるさとづくり基金等の活用を図ることといたしました。

町債につきましては、事業効果等の検討、財政の健全性を重視しながら、後年度交付税 措置される地方債については、有効活用すべきと判断したものを中心に計上したところで ございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

扶助費、人件費、公債費等の義務的経費につきましては、昨年度までの実績及び今後の

見込みから適正な額を計上したところでございます。

このほか、総務費においては商工会館借上料、衆議院議員選挙費を、民生費ではわかば 保育園の大規模改修事業を、衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業費のほか、新 規事業として、母子包括支援センター事業費を計上いたしました。

教育費につきましては、スクールソーシャルワーカー及び会計年度任用講師及び学校生活支援員の配置に関わる経費、社会教育関係につきましては、令和2年度に引き続き、総合体育館の大規模改修に取り組むこととしております。

併せまして、固定資産評価システム業務委託の債務負担行為の設定及び商工会館周辺駐車場整備事業ほか、10件の地方債の設定を行うものでございます。

以上が令和3年度当初予算の概要でございますが、冒頭にも申し上げましたとおり、骨格予算として編成しており、2期目の私の施策につきましては、6月議会にて御審議を頂きたいと考えております。

今後も扶助費、公債費の延びが続き、厳しい財政運営を強いられる状況が続くと予想されますが、選択と集中により、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生に向かって、歩を進めていく所存でございます。

次に、議案第22号令和3年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ24億4,184万円となり、前年度当初予算と比較すると、7%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険税、県支出金及び一般会計からの繰 入金等でございます。

歳出では、保険給付金、国民健康保険事業費納付金、保健事業費及び諸支出金等でございます。

次に、議案第23号令和3年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ5億3,129万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると、1万2,000円の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、保険料、一般会計繰入金及び受託事業収 入等でございます。

歳出では、保険料賦課徴収等の事業経費、後期高齢者医療広域連合への納付金及び保健 事業費でございます。

次に、議案第24号令和3年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、 予算総額は、歳入歳出それぞれ3億4,719万2,000円となり、前年度当初予算と比 較すると、4%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、使用料、一般会計繰入金、町債等でございます。

歳出では、浄化センターの運転管理等の委託料、工事請負費、人件費、公債費等でございます。

次に、議案第25号令和3年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1,069万6,000円となり、前年度当初予算と比較すると、3.5%の増でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものといたしましては、歳入では、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、 歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第26号令和3年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、 予算総額は、歳入歳出それぞれ19億1,778万3,000円となり、前年度当初予算と 比較すると、4%の減でございます。

予算の内容は、第8期介護保険事業計画による1年目の予算となっており、予算の主な ものといたしましては、歳入では、保険料、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計繰 入金でございます。

歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等でございます。

次に、議案第27号令和3年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ2,095万円となり、前年度当初予算と比較すると、21.8%の増でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、使用料、基金繰入金。歳出では、メーター検針等を行う会計年度任用職員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料、負担金及び水利権更新に伴う業務委託でございます。

次に、議案第28号令和3年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ47万1,000円で、予算の内容は、同委員会の審査をはじめとした委員会の運営に要する経費であり、予算の主なものといたしましては、歳入では、構成市町村からの負担金及び一般会計繰入金で、歳出は、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第29号令和3年度高鍋町工業用地造成事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億6,100万2,000円となり、前年度当初予算と比較すると、35.1%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、歳入では、一般会計繰入金で、歳出では、工業用地 造成事業に関わる地方債償還金でございます。

次に、議案第30号令和3年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数9,074戸、年間総配水量234万7,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額 5 億 2,1 2 6 万 1,0 0 0 円、支出総額 4 億 7,2 3 3 万 4,0 0 0 円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。

また、資本的収支は、収入総額7,000万3,000円、支出総額3億966万7,000円で、支出の主なものは、企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。以上、18件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(緒方 直樹) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

午後1時28分散会